

## ○農林水産省告示第千二百三十八号

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)別表二の付表第三十九の規定に基づき、植物防疫法施行規則別表二の付表第三十九のアルゼンチンから発送されるグレープフルーツ、スウイトオレング(パレンシア種、サルステイアーナ種、ラネラーテ種及びワシントンネーブル種のものに限る)、レモン、エレンデル、クレメンティン、ノバ及びマーコットの生果実に係る農林水産大臣が定める基準(平成二十六年二月七日農林水産省告示第百八十九号)の一部を次のように改正し、平成二十八年十一月二十四日から施行する。

平成二十八年五月二十四日

農林水産大臣 森山 裕

三の(二)の「チチュウカイミバエ」の下に「及びミナミアメリカミバエ(以下「ミバエ類」という。)」を加える。

七中「チチュウカイミバエ」を「ミバエ類」に改める。